

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係

7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月22日から45年2月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和30年5月から、有限会社A（現在は、株式会社B。）に引き続き勤務しており、社会保険も継続して加入していた。給与明細書等、証拠になるものは残っていないが、役員が一人で脱退することはありませんし、二女を出産の後、母体が重要な時期に社会保険を脱退することは現実的にあり得ない。また、現社長と結婚し、家業を継いだので、夫の扶養になったことも無い。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の同僚等の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、社会保険も継続して加入していたと主張しているが、社会保険事務所に保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票上、昭和30年5月10日に資格を取得し、40年9月22日に資格を喪失し、その後45年2月20日に別の厚生年金保険手帳記号番号で再度資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所に複数回にわた

り、誤って事務処理をしたとは考え難い。

さらに、申立人及び同僚は、「当時の事務担当者は先代社長（申立人の父で、既に死亡している。）であるとしているが、当時のことは資料も無く、不明である。」旨供述しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から同年12月まで
② 昭和45年9月1日から47年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和43年5月からA株式会社に勤務し、45年9月からは、B株式会社に勤務したので厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除に関する記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できないとともに、雇用保険の被保険者であったことも確認できない。

また、申立期間①について、当該事業所は昭和61年12月1日から適用事業所でなくなっており、当時の役員等を確認できず供述を得ることができなかったが、申立人が自分よりも前から勤務していたと記憶している元同僚は、申立人と同様に44年1月1日に資格を取得しているとともに、その同僚は、自らの勤務時期の記憶も定かではなく、申立人の勤務時期や保険料控除についての供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は直接関与していないとしているものの、申立期間について国民年金保険料が納付済みとされている。

加えて、申立期間②について、当該事業所では、「申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っておらず、勤務実態等について不明。」としているとともに、同事業所で保管している厚生年金保険名簿及び厚生年金保険基金加入者名簿並びに健康保険組合の加入記録上も、「申立人の名前が確認できなかった。」と回答している上、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚のうち所在が確認できた1名は、申立人が当該事業所に勤務していたことは承知しているものの、その時期まで記憶しておらず、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 1 日から 28 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、中学校を卒業後にA株式会社（現在、B株式会社。）C出張所のD氏の世話で、申立期間について、A株式会社E工場に勤めていた。

会社を退職した後、失業給付金の受給のために公共職業安定所に何回か行った記憶があり、また、勤めていた当時「風邪」を引いて熱を出し、医者にかかった時に健康保険を使った記憶もある。

勤めていた当時の写真以外は何も無いが、失業保険や健康保険に加入していたということは、厚生年金保険にも加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、申立てに係る事業所では、「関連資料が無く、当時の事情を知る者もいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明。」と回答しているとともに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた

同僚についての記憶が定かではないことから、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から元同僚5人を抽出したところ、4人から回答があったものの、いずれも申立人を承知しておらず、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が所持している同僚と一緒に集合写真の裏には、A株式会社C出張所のDの押印があるものの、時期、場所等が不明なため、申立てに係る事業所に勤務していたことまでは確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和24年11月1日から25年5月1日まで
③ 昭和25年5月1日から27年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①及び③については、A株式会社（現在は、B株式会社。）に勤務し、申立期間②については、C事業所（現在は、D事業所。）に勤務していた。

給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、会社では、厚生年金保険に加入していた記憶があり、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立期間①及び③については、申立事業所から提出のあった社員カードの写し及び申立人が一緒に指導員として勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除の状況についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、社員カードの写しから、申立人は、申立期間①については短期指導

員、申立期間③については長期指導員として勤務していたことが確認できるが、当該事業所は昭和 36 年 4 月 10 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているとともに、後継事業所では、「資料が無く、当時の事情を知る者もおらず、雇用形態、厚生年金保険の加入等について不明。」と回答している上、同事業所の人事担当者は、「短期指導員とは半年の契約者で社会保険には加入させず、長期指導員とは通年の契約者であるが、すぐに社会保険には加入にならないようであり、厚生年金保険の加入基準については当時の資料が無いので不明である。」旨供述しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

さらに、長期指導員の辞令を受けていた同僚は、厚生年金保険に加入した時期が申立人と同日であるが、「なぜこの日から厚生年金保険に加入になったのか分からない。」旨供述しているとともに、他の同僚も、「申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」旨供述している。

加えて、申立期間②については、当該事業所では、申立人の勤務実態等について、「これまで何回か合併を繰り返してきたので、当時の資料は廃棄しており、当時を知っている者もないため不明。」と回答している上、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月ごろから同年10月まで
② 平成元年12月から2年2月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、平成元年8月ごろから2年2月ごろまで期間工としてA株式会社に勤務し、業務に従事していた。平成元年11月に総務課長より「この月は製造ラインの稼働が21日以下になり厚生年金保険料を支払うのはもったいないから。」と言われ、当月は厚生年金保険から脱退し、翌月に再び加入する旨の書類を提出した。

社会保険庁の記録は、事実と相違しているので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所が保管していた「退職者用事務手続面接票」の写し及び雇用保険の記録から、申立人が当該事業所に平成元年10月9日から2年3月20日まで在籍し、勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人が名前を挙げている元上司及び同僚からも保険料控除に関する具体的な供述が得られず、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所が保管していた「厚生年金保険被保険者資格取得確認お

よび標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人は、社会保険庁の記録と同様に厚生年金保険の被保険者資格を平成元年 11 月 1 日に取得し、同年 11 月 28 日に喪失していることが確認できる上、この記録は、当該事業所が作成していた「健康保険・台帳」及び「厚生年金・基金台帳」の記録、B健康保険組合及びC厚生年金基金の記録とも一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 15 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間について、当時、A 県 B 村にあった C 株式会社の D 出張所で正社員として勤務し、昼夜二交替制で業務に従事していた。給与明細等の資料は持っていないが、失業保険や厚生年金保険の保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録上、C 株式会社 D 出張所は、申立期間当時、適用事業所であったことが確認できない上、C 株式会社 D 出張所の元経理担当者及び他の出張所の現場で採用され勤務経験があったとする元技術者は、「本社採用者については厚生年金保険に加入させていたが、現場採用者については厚生年金保険に加入させていなかった可能性が高い。」旨供述しており、申立てを裏付ける供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務局が保管する C 株式会社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、申立人が当時の D 出張所の関係者として挙げた元同僚を含む 4 人（元所長（死亡）、元上司（死亡）、元経理

担当、元同僚（死亡））のうち、元所長を除く3人（本社採用者）については、いずれも厚生年金保険の被保険者として記録されているが、自らを現場採用の技術者であったとする申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年ごろから平成3年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和46年8月、A市のB事業所が開設したときに、強く要請を受け、その後、C市のD事業所より要請され、再びB事業所にて勤務している。

1か月に休日は1日から2日、勤務時間は1日20時間ぐらいほとんど寝ずに仕事した経緯があるが、雇用保険に加入していたのに、厚生年金保険に加入していないのは不思議なので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間にB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人の現状から保険料控除について聴取することができず、同僚及び事務担当者からも申立人の厚生年金保険加入に関する供述は得られないとともに、当該事業所は既に廃業し事業主も死亡していることから、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所は、昭和53年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できるとともに、申立人は、59年*月で満65歳となっているため、厚生年金保険法の改正により、61年4月から平成14年3月までの期間については、65歳以上は厚生年金保険の被保険者とはなれないこ

とから、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険への加入が可能な期間は、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった 53 年 4 月 1 日から 61 年 3 月までの期間となっている。

さらに、当該事業所の元事務担当者は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からないが、希望者のみ厚生年金保険に加入していた。加入しなかった者は、国民健康保険に加入し、国民年金を各自で加入することになっていた。申立人には国民年金に未納があり、私が特例納付について説明し、納付期限近くに納付手続をしたことを憶えている。」旨供述している上、社会保険庁の記録上、当該事業所では、厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 53 年に 8 人が厚生年金保険の資格を取得しているが、その後は資格を取得した者はおらず、供述を得た同僚 4 人のうち 2 人は厚生年金保険の資格を取得していないことから、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させてはいなかったものと推認できる。

加えて、申立人は、国民年金制度が発足した当初から、国民年金に加入し保険料を納付（一部未納）しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった後も、60 歳になるまで保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。